

財務省告示第十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十九年十二月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	発行利率	経過利子	
利付国庫債券（五年）（第六十八回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	株式会社ゆうちょ銀行による引受け	額面金額で千四百九十九億円	千四百九十九億八千九百九十四万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十九年十二月二十五日	額面金額百円につき百円六銭	株式会社ゆうちょ銀行代表執行

の 払 込 み

役 会 長 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第
十 八 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{5}{365}}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 二 十 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う 。

十 五 償 還 金 限

平 成 二 十 四 年 十 二 月 二 十 日

十 六 償 還 金 支 額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十 七 払 込 所 日

平 成 十 九 年 十 二 月 二 十 五 日

十 八 払 込 期 日